

# 後期高齢者医療制度についてのお知らせ

後期高齢者医療制度では、被保険者1人1人に保険料が賦課されます。7月中旬に保険料額決定通知書および納入通知書を送付しますので、ご確認ください。

## ■保険料の算定

保険料は、均等割額と所得割額を合計したもので、上限は年額50万円です。均等割額と所得割率は原則として県内均一で、2年ごとに見直します。平成22・23年度の均等割額は3万6,800円で、所得割率は6.83%です。

$$\begin{aligned} \text{保険料} &= \text{均等割額} + \text{所得割額} \\ \text{所得割額} &= \text{基準所得 (前年の総所得金額等} \\ &\quad - \text{基礎控除額33万円)} \times \text{所得割率 (6.83\%)} \end{aligned}$$

### 総所得金額等とは

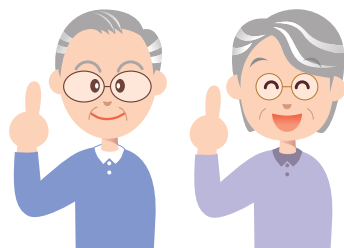
- ・ 各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません
- ・ 遺族年金や障害年金は収入に含みません
- ・ 専従者給与（控除）、譲渡所得特別控除は適用されますが、所得控除（社会保険料控除、配偶者控除など）は適用されません

## ■保険料の軽減

### 低所得世帯に対する均等割額の軽減

被保険者および世帯主の前年の総所得金額等の合計額により、次の表のとおり均等割額を軽減します。なお、65歳以上の人の公的年金に係る所得は、その所得から15万円を控除して判定します。

また、世帯は4月1日（年度途中で資格取得した人は資格取得日）時点の状況で判定されます。事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。



被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が下記の金額以下の世帯		軽減割合
33万円	同一世帯の被保険者全員の全ての所得が0円（年金所得は控除額を80万円として計算）	9割
		8.5割
33万円+24.5万円×当該世帯の被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）		5割
33万円+35万円×当該世帯の被保険者の数		2割

軽減割合	軽減後の均等割額
9割	3,680円
8.5割	5,520円
5割	18,400円
2割	29,440円

### 低所得者に対する所得割額の軽減

基準所得（所得割の計算の基礎となる総所得金額等-33万円）が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。収入が年金のみの場合、153万円を超え211万円以下の人が対象となります。

### 被用者保険の被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額が9割軽減され、所得割はかかりません。被用者保険の被扶養者であった人で、保険料額が軽減されていない人は、お問い合わせください。

### 被用者保険とは

全国健康保険協会、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済保険などのことをいい、国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

## ■保険料の納付方法

保険料の納付方法は、年金から差し引いて納める特別徴収と、納付書や口座振替で納める普通徴収の2種類があります。

特別徴収が原則ですが、年金の受給額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回当たりの徴収額が年金の1回当たりの支給額の1/2を超える人などは、普通徴収となります。